



あすなろ通信



ひとり親家庭の皆さんへ
母子・父子自立支援員からのおたよりです。
2025. 1月号 第67号



明けましておめでとうございます。
今年もどうぞよろしくお願ひいたします。
皆さんにとって幸せな一年になりますように



高等学校入学準備金・学費が不安な方！
埼玉県高等学校等奨学金制度が利用できます。(無利子)

※連帯保証人は不要で、中学3年生時に申請すると高等学校等への進学前に借入れが可能です。

次の金額から本人が選択します。(中3の場合は進学先が決まってから選択)

区分	月額奨学金			入学一時金
国公立高等学校等	①15,000円	②20,000円	③25,000円	① 50,000円 ②100,000円
私立高等学校等	①20,000円	②30,000円	③40,000円	①100,000円 ②250,000円

○ 返還について

返還期間・・・高等学校卒業後4年6か月経過後から12年間
利 息・・・無利子(ただし、滞納した場合には遅延損害金の支払い義務が生じます。)



○ 募集時期と申請方法

募集時期によって貸与を受けられる時期が異なります。貸与を希望する場合は、いずれかの募集期間内に在学する中学校(進学後は進学先の高等学校等)から申請の案内を受け取り、下記の間合せ先まで必要書類(申請書・課税証明書・戸籍謄本等)を提出してください。

募集時期	貸与方法	貸与時期
令和6年11月～7年1月 (中学3年生時申請)	2回に分けて貸与	前期：令和7年2月下旬以降(入学一時金・月額奨学金6か月分)
		後期：令和7年10月以降(月額奨学金6か月)
令和7年4月 (高等学校等入学後申請)	一括で貸与	一括：令和7年6月下旬以降(入学一時金・月額奨学金12か月分)

【問合せ先】 埼玉県教育局 教育総務部 財政課 授業料・奨学金担当
TEL 048-830-6652 FAX 048-833-0497

NPO 法人わこうフードネットワーク主催 R6.12.7開催
フードパントリー大盛況でした！～参加者の声より～



- ・大変助かります。本当にありがとうございました。これを励みに頑張れます。
- ・子ども達の笑顔を見れるのが楽しみです！
- ・食べ盛りの子も達がいるのでたくさん新鮮な野菜をいただけて感謝してます。
- ・新鮮な野菜と食品ありがとうございます。子どもが大好きなお菓子と果物、本当に助かります。

※次回1月18日(土)14:00～白子コミュニティセンターで開催します。
(要予約、あすなろ通信読者限定) 申し込みはQRコードから→
<食応援!問い合わせ> info@wako-shoku.org



お米4kg含め一世帯あたり
こんなにたくさん!

お知らせ



中学生のための居場所（無料塾） 勉強カフェわこう

場 所：新倉北地域センター
開催日：毎週水曜日（1月は8日から開始）
時 間：17:30～20:00
持ち物：自分が勉強したい
教材 筆記用具 水筒
申込先 関口 050-5480-4958
sekiguchihisako@gmail.com
※日時、受け入れ人数等詳細はお問合せ下さい。



小・中・高校生の自主学習の場 まなびば（無料）

場 所：牛房コミュニティセンター2階
開催日：1月→14日（火）、23日（木）、28日（火）
2月→13日（木）、20日（木）、25日（火）
時 間：18:10～20:10

※小学3年～6年（先着10名）もあります

場 所：向山地域センター
開催日：1月→22日（水）
2月→12日（水）、26日（水）
3月→12日（水）
時 間：16:30～17:30

<共通> 持ち物：勉強道具（教科書、ノート、
問題集等）水筒、筆記用具

申込先 栗原 090-1555-8659

widmung1978@docomo.ne.jp



1月のフードパントリー

日 時：1月28日（火）14:00～15:00
場 所：満願寺
申 込：事前申し込み必要。先着20世帯
申込先：和光市社会福祉協議会
すたんど・あっぷ和光
☎048-452-7608
stand-up@wako-shakyo.or.jp



養育費について

～養育費を負担してもらうのは子どもの権利です～

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。**親の養育費支払い義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）であるとされています。**

Q. 養育費が支払われないのですが、どうしたらいいですか。

A. 養育費が不払いとなった場合、養育費の取り決め方によって対処方法が異なります。

- ① 口頭や念書・協議書などで取り決めた場合は、それを基に強制執行をすることはできません。簡易裁判所の支払督促や民事裁判により、未払い分を支払わなければならないことを認めてもらい、債務名義を得て強制執行をすることになるでしょうが、今後の支払いをきちんと確保するために、改めて家庭裁判所に養育費請求の調停を申し立てて、調停で取り決め直すことがよいでしょう。
- ② 家庭裁判所の調停・審判・裁判で取り決めている場合は、履行催告制度を利用したり、強制執行を申し立てたりできます。
- ③ 公正証書を作成している場合（強制執行認諾条項ありの場合）は、強制執行の申立てをすることができます。強制執行は、相手（義務者）の住所を管轄する地方裁判所民事部執行係で手続きをします。

養育費について困った場合は「養育費相談支援センター」に相談してみましょう（法律相談ではありません）

電 話：0120-965-419（携帯電話は使えません）

03-3980-4108（ご希望により、かけ直しています）

受付時間：平日（水曜日除く）10:00～20:00 水曜日（祝日除く）12:00～22:00

土/祝日 10:00～18:00

メー ル：info@youikuhi.or.jp



和光市役所ネウボラ課 母子・父子自立支援員

048-424-9140